

(お知らせ)

令和 8 年 8 月 25 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地における追加財産の
限定使用についてほか6件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地における追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地
合意対象所在地	北海道千歳市
合意対象面積等	土地：約280,000 m ²
	水域等：－
	建物：5棟 約1,900 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練（オリエン特・シールド26）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

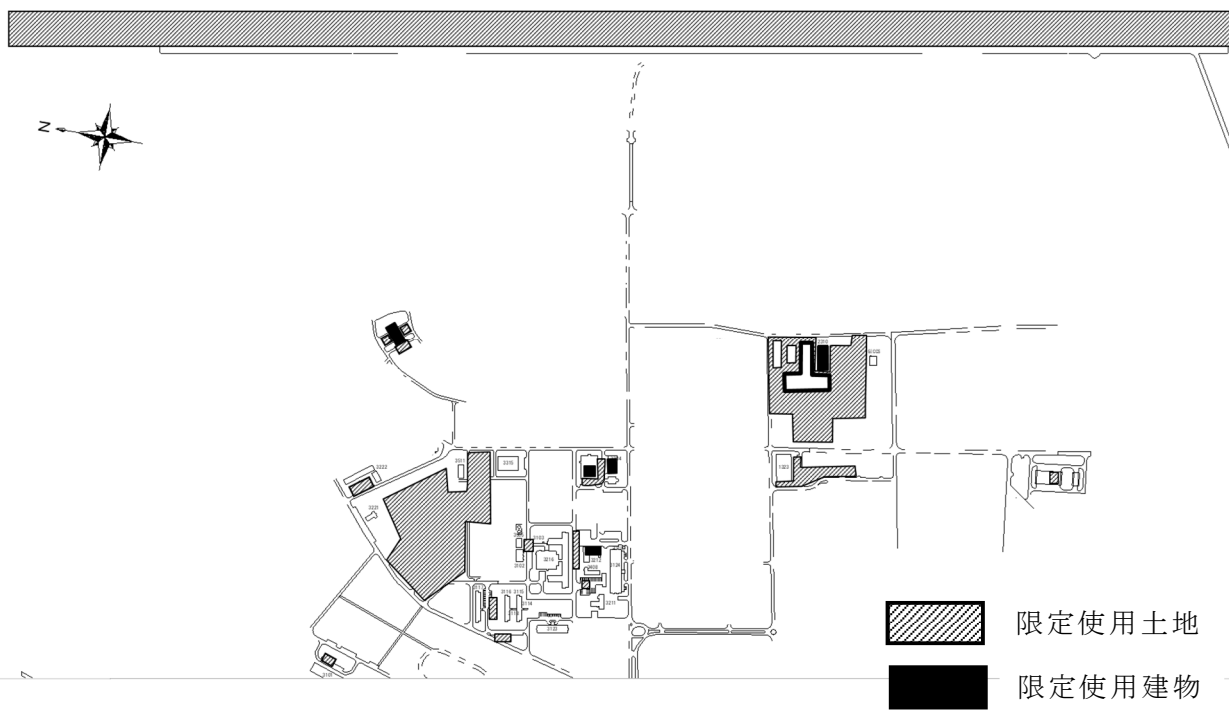
土地：約280,000 m²

建物：5棟 約1,900 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品等を含む。）

※使用期間：（1）令和8年9月2日から同月30日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地及びF A C 1 0 7 0 釧路駐屯地における財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 1 0 6 6 東千歳駐屯地及びF A C 1 0 7 0 釧路駐屯地
合意対象所在地	北海道苫小牧市及び釧路市
合意対象面積等	土地：約31,000㎡（陸上自衛隊東千歳駐屯地（苫小牧西港）） 約80,000㎡（陸上自衛隊釧路駐屯地（釧路港））
	水域等：－
	建物：－
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練（オリエン特・シールド26）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

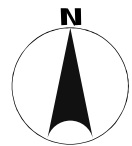
（1）陸上自衛隊東千歳駐屯地（苫小牧西港）

土地：約31,000㎡

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品等を含む。）

※使用期間：（1）令和8年9月2日から同月16日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用土地

(2) 陸上自衛隊釧路駐屯地(釧路港)

土地：約 80,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式(関連備品等を含む。)

※使用期間：(1) 令和8年9月2日から同月16日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用土地

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 1 0 6 9 別海矢臼別大演習場及び F A C 1 0 7 7 丘珠駐屯地における財産の限定使用について
承認年月日	令和 8 年 8 月 1 8 日
施設・区域名称	F A C 1 0 6 9 別海矢臼別大演習場及び F A C 1 0 7 7 丘珠駐屯地
合意対象所在地	北海道野付郡別海町及び札幌市
合意対象面積等	土地：約 9 8 , 0 0 0 m ² （陸上自衛隊丘珠駐屯地）
	水域等：－
	建物：1 棟 約 5 0 m ² （陸上自衛隊別海矢臼別大演習場） 6 棟 約 1 , 8 0 0 m ² （陸上自衛隊丘珠駐屯地）
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練（オリエント・シールド 2 6）を実施するため、日米地位協定第 2 条第 4 項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

（１）陸上自衛隊別海矢臼別大演習場

建物：1 棟 約 50 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品等を含む。）

※使用期間：（１）令和 8 年 9 月 7 日から同月 30 日までの間

（２）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



限定使用建物

(2) 陸上自衛隊丘珠駐屯地

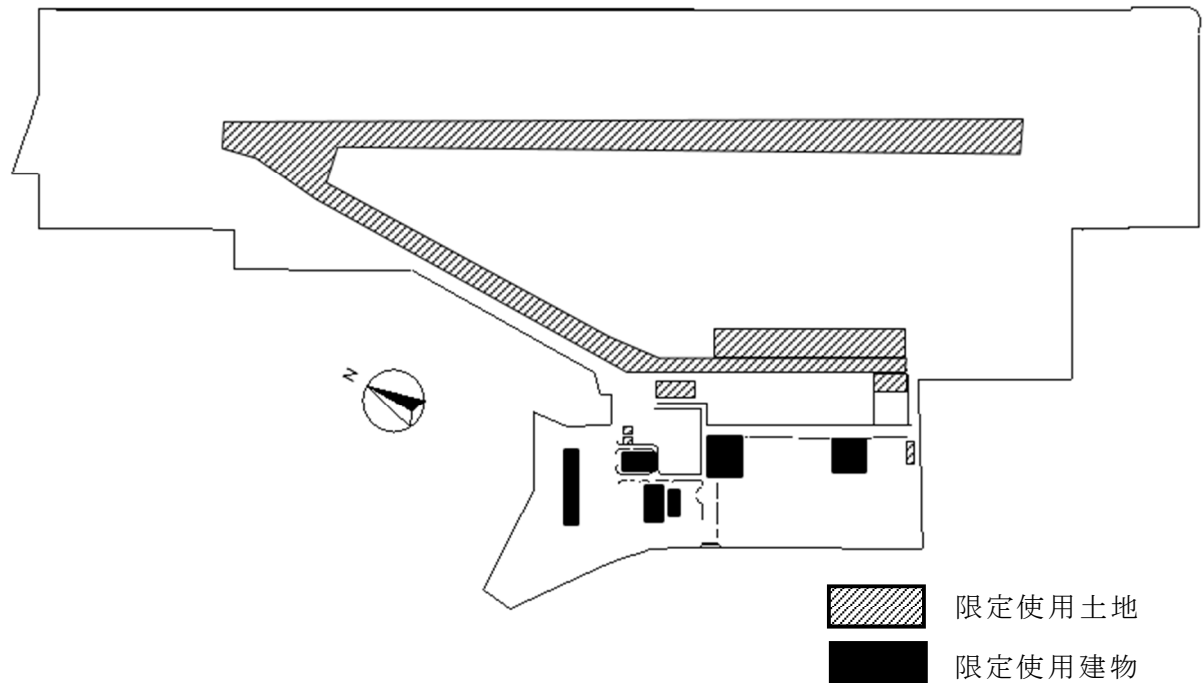
土地：約 98,000 m²

建物：6 棟 約 1,800 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：(1) 令和 8 年 9 月 7 日から同月 30 日までの間

(2) 必要に応じて訓練の展開と撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 0 3 5 習志野演習場の財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 3 0 3 5 習志野演習場
合意対象所在地	千葉県船橋市及び八千代市（陸上自衛隊習志野演習場） 千葉県船橋市（陸上自衛隊習志野駐屯地）
合意対象面積等	土地：約1,200,000㎡（陸上自衛隊習志野演習場） 約42,000㎡（陸上自衛隊習志野駐屯地） 水域等：－ 建物：2棟 約560㎡（陸上自衛隊習志野演習場） 12棟 約11,000㎡（陸上自衛隊習志野駐屯地） 工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附帯施設：－

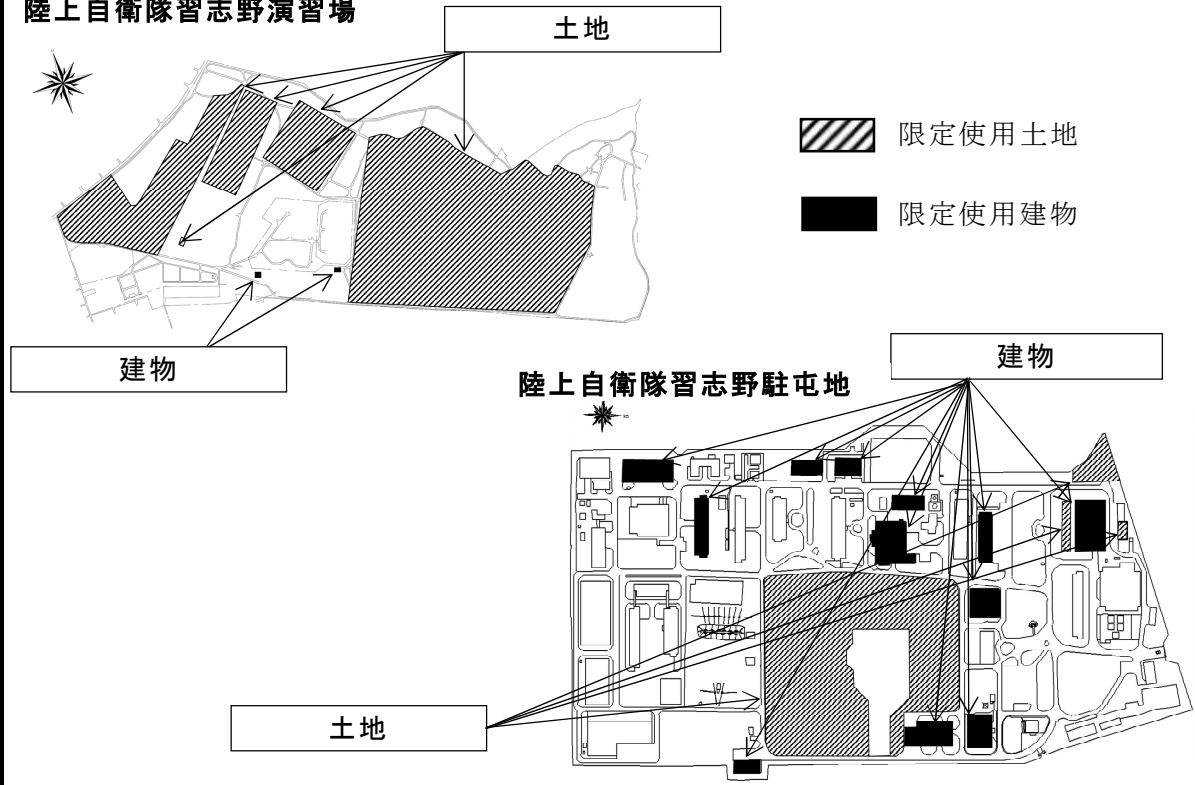
【事案内容】

本件は、共同訓練（オリエン特・シールド26）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：陸上自衛隊習志野演習場 約1,200,000㎡
陸上自衛隊習志野駐屯地 約42,000㎡
建物：陸上自衛隊習志野演習場 2棟 約560㎡
陸上自衛隊習志野駐屯地 12棟 約11,000㎡
工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
※使用期間：（1）令和8年9月11日から同月15日までの間
（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

陸上自衛隊習志野演習場



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 0 6 7 横浜ノース・ドックの一部財産の共同使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 3 0 6 7 横浜ノース・ドック
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：約7,200 m ²
	水域等：約36,000 m ²
	建物：－
	工作物：岸壁
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練(オリエント・シールド26)を実施するため、横浜ノース・ドックの一部財産を日米地位協定第2条第4項(a)に基づき共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

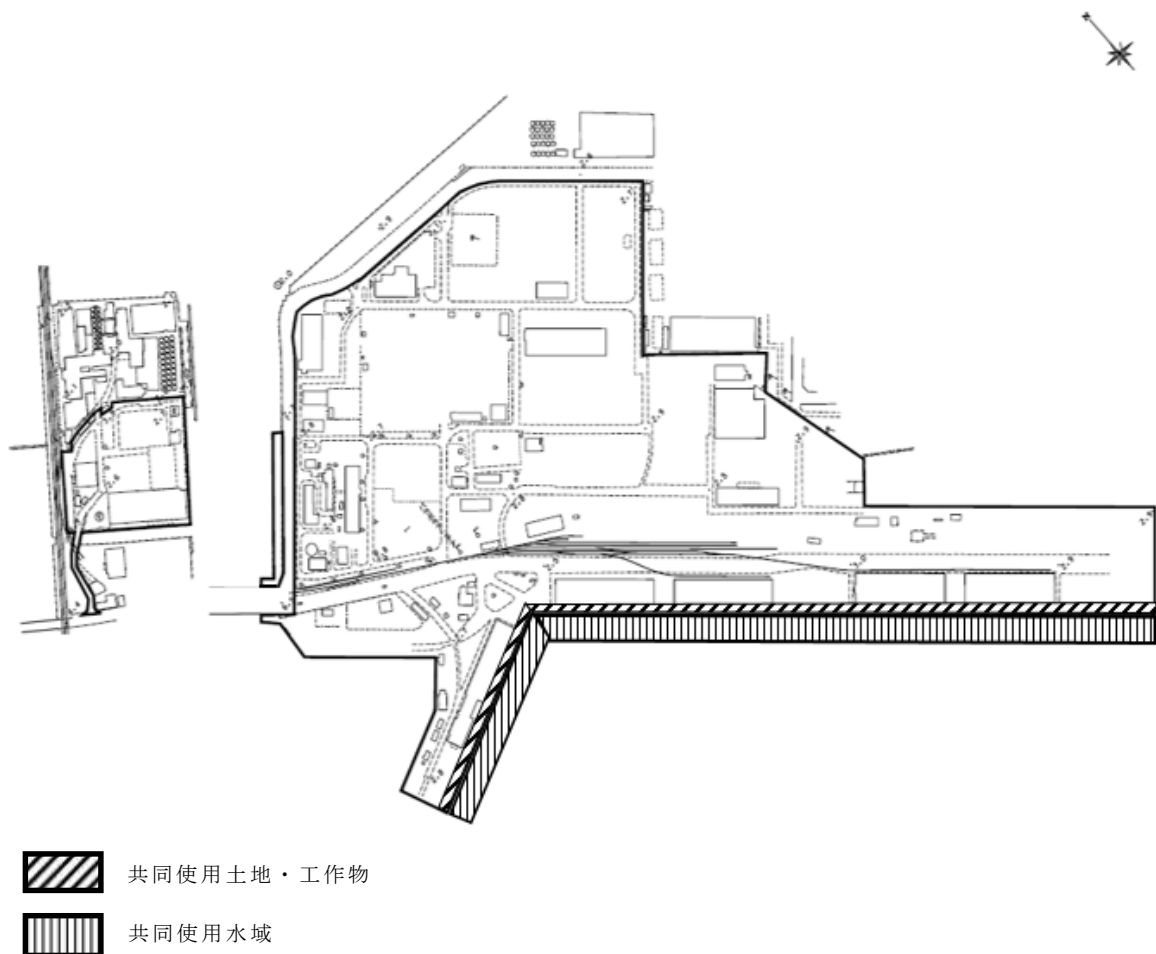
記

土地：約7,200 m²

水域：約36,000 m²

工作物：岸壁

※使用期間：令和8年9月11日から同月16日までの間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地における追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 3 1 8 9 朝霞駐屯地
合意対象所在地	埼玉県朝霞市及び和光市並びに東京都練馬区
合意対象面積等	土地：約1,900 m ²
	水域等：－
	建物：8棟 約12,000 m ²
	工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練（オリエン特・シールド26）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

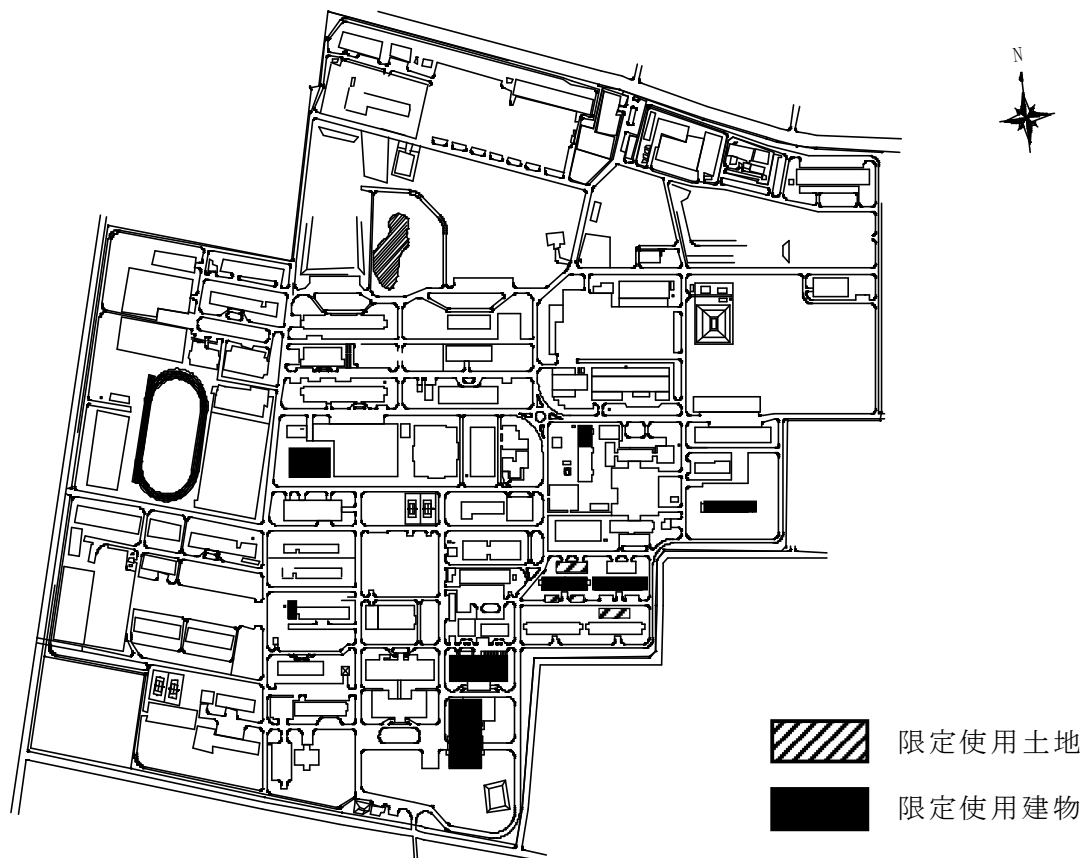
土地：約1,900 m²

建物：8棟 約12,000 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和8年9月8日から同月24日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 4 0 8 3 川上弾薬庫及び F A C 4 0 8 4 広弾薬庫の一部財産の共同使用について
承認年月日	令和 8 年 8 月 1 8 日
施設・区域名称	F A C 4 0 8 3 川上弾薬庫及び F A C 4 0 8 4 広弾薬庫
合意対象所在地	広島県東広島市及び呉市
合意対象面積等	土地：約 2 7 , 0 0 0 m ² (川上弾薬庫) 約 2 6 , 0 0 0 m ² (広弾薬庫)
	水域等：－
	建物：－
	工作物：一式 (舗床、駐車場等)
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、共同訓練 (オリエント・シールド 2 6) を実施するため、川上弾薬庫及び広弾薬庫の一部財産を日米地位協定第 2 条第 4 項 (a) に基づき共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

(1) F A C 4 0 8 3 川上弾薬庫

土地：約 27,000 m²

工作物：一式 (舗床、駐車場等)

※使用期間：令和 8 年 9 月 2 日から同月 11 日までの間



共同使用土地・工作物

(2) F A C 4 0 8 4 広弾薬庫

土 地：約 26,000 m²

工 作 物：一式（舗床、駐車場等）

※使用期間：令和 8 年 9 月 2 日から同月 11 日までの間



共同使用土地・工作物